建設業のための 特定技能 受入れ準備チェックリスト

うちは今どこまで進んでいる？ 17項目で確認

まずは第1部の6項目をチェック。 建設分野は、会社側の受入要件を整えてから手続きを進めるのが近道です。

第1部 受け入れを決める前に

会社側の条件

- ☐ **01 建設業許可（建設業法第3条）がある**
 軽微な工事だけの会社でも、建設分野の特定技能を受け入れる場合は必須です。
- ☐ **02 CCUSの事業者登録が完了している**
 「登録申請中」では建設特定技能受入計画を申請できません。
- ☐ **03 JACに加入済み**
 正会員団体を通じた加入、または賛助会員。受入企業名義で手続きします。
- ☐ **04 受入人数が常勤職員数以内**
 1号特定技能外国人の受入予定人数が、常勤職員数を超えないよう確認します。
- ☐ **05 ハローワークで正社員求人を出した**
 直近1年以内・フルタイム・特定技能外国人と同じ作業員の募集が基本です。
- ☐ **06 給与を「月給制」で支払える**
 働いた日数で毎月変動する日給月給制は不可。仕事の繁閑でも安定支給が必要です。

第2部 採用が決まってから

申請・雇用手続き

- ☐ **07 報酬を同等技能の日本人と同等以上に設定**
 比較対象がいなければ、就業規則・地域賃金・設計労務単価等で根拠を説明します。
- ☐ **08 雇用条件・重要事項を理解できる言語で説明**
 書面で事前説明し、雇用契約・受入計画と内容を一致させます。
- ☐ **09 建設特定技能受入計画を国交省へ申請**
 雇用開始の概ね6か月前から申請可。認定目安は1.5〜2か月程度（補正期間を除く）。
- ☐ **10 在留資格の申請を進めた**
 受入計画と並行申請は可能。ただし国交省の認定前に在留資格の許可は出ません。
- ☐ **11 本人のCCUS技能者登録を確認**
 国内在住者は原則申請前に完了。海外からの入国者は入国後速やかに登録します。
- ☐ **12 社会保険・労働保険など入社手続きを整えた**
 健康保険・厚生年金・雇用保険・労災など、雇用条件と整合させて手続きします。

※「できた／できていない」だけでなく、証明書類が揃っているかまで確認するとスムーズです。

第 3 部 働き始めてから続けること 受入れ後の運用

- ☐ **13 安全衛生教育＋「受入れ後講習」を手配**
 現場に必要な特別教育等に加え、FITS の受入れ後講習を概ね 6 か月以内に受講させます。
- ☐ **14 義務的支援 10 項目を実施できる体制がある**
 自社支援には要件があります。難しい場合は登録支援機関へ支援全部を委託できます。
- ☐ **15 国・FITS 等の巡回指導を受け入れられる**
 受入計画どおりの雇用・就労・外国人保護が行われているか確認されます。
- ☐ **16 賞与・手当・退職金を日本人と同条件で扱う**
 日本人に制度がある場合は外国人だけ不利にできません。日本人に退職金がなければ「なし」で可。
- ☐ **17 届出・報告の担当者を決めた**
 入管への定期届出は 2026 年 4 月から年 1 回。随時届出や国交省への受入報告もあります。

チェック結果の見方

15〜17 個	9〜14 個	0〜8 個
受入れ・運用まで かなり準備が進んでいます	不足項目を確認し 順番に埋めましょう	まず第 1 部の 会社側要件から確認

候補者がまだ決まっていない会社は、第 1 部（1〜6）のチェック数を先に見れば OK です。

×がついたら、次はこの順番

STEP 1	STEP 2	STEP 3
会社側の×を洗い出す	**候補者の条件を確認**	**逆算スケジュールを作る**
建設業許可・CCUS・JAC・求人・給与体系	在留状況・試験合格・技能実習歴・業務区分	受入計画 → 在留資格 → 入社・支援開始

「うちの場合は、どこから？」を無料で整理します。

みらいリンク ｜ 登録支援機関 26 登-013598

初回相談 1 時間無料 / 080-2156-4599 / ny-partners.jp

主な確認先：国土交通省「特定技能制度（建設分野）」申請手引き／JAC「外国人受入れマニュアル・Q&A」／出入国在留管理庁「特定技能所属機関・登録支援機関による届出」
※本資料は 2026 年 9 月 10 日時点の公表情報をもとにした一般的な確認用資料です。個別案件では最新の法令・運用要領・各機関の案内をご確認ください。